

季節が冬から春に向かうとき、
確定申告の季節です！



平成23年分の確定申告期限は、
平成24年3月15日(木)です。

平成23年分所得税・個人消費税と贈与税の確定申告が、今年も始まります。この文書をお送りしたお客様につきましては、私どもで確定申告の準備を進めさせていただいております。同封のリストを確認の上、申告に必要な書類をご用意ください。前年からの変更、不明な点等がございましたら事務所までご連絡ください。よろしく願い申し上げます

**昨年、電子申告を行ったお客様に対して、
税務署から申告書用紙等は送付されません。**

しかし、申告書送付がなくても、事業所得等があり、
税額が発生したり、住民税の計算が必要だったり、
特例を適用するといった場合には申告が必要です。
今年も電子申告で作業を行う予定にしております。
ご協力よろしく願いいたします。



～電子申告について～

私どもの事務所に初めてご依頼になる
お客様が、過去に電子申告を行って
いらっしゃる場合は、「識別番号」と「暗証
番号」がわかる書類をお持ちください。



酒井啓司税理士事務所

松山市湊町4丁目2-1 湊町森ビル5F

TEL089-931-3235

E-mail:info@sakai-z.com

この文書はすでに資料をご持参いただいた皆様にもお送りしております。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

今年の確定申告 ここにご注意！



- 年金収入が400万円以下の方について、他の収入が20万円以下の場合には、申告不要となる制度が創設されました(住民税については申告が必要となるケースがありますので注意してください)。
- 住宅取得資金の贈与を行った場合、贈与税についての非課税枠が、1,500万円から1,000万円に変更されました。
- 扶養控除が改正されました
 - 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。
 - 特定扶養親族控除の対象が、年齢16歳以上23歳未満から、年齢19歳以上23歳未満に変更となりました。
 - 上記の改正に伴い、同居特別障害者の控除金額が調整されています。
- 従来¹の寄附金とは別に、東日本大震災関連の寄付が控除の対象となりました(対象となるものは特定されています)。
- 電子申告を行った場合の医療費の領収書等の保存期間が3年から5年に延長されました。
- 上場株式の取得費の特例は、平成22年12月31日をもって廃止されました。
- 昨年電子申告を行った場合、紙の申告書は送られません。申告に必要な情報は、インターネットで確認します。

上記特例の適用については、一定の要件を満たすことが必要な場合があります。該当すると思われる場合には、詳細を事務所までご連絡ください。

今後の改正にもご注意

《平成24年分以降の改正》

- 平成24年以後締結された生命保険は、介護医療保険に対して最大4万円の控除制度が創設され、従来の一般・個人年金の生命保険料控除(最大5万円)も同額の控除に引き下げられます。
- 税務調査の手続きが厳格化されます。
- 給与所得控除の金額が減額される方向で法案の議論されています。
- 相続税の基礎控除を引き上げる改正については、まだ具体的な議論には進んでいません。
- 社会保障と税の一体改革については、消費税の税率引き上げと共通番号制の導入が大きな2本柱として議論されていますが、まだ入り口段階であり、行方は不透明です。

